

令和7年度

委託業務仕様書

1 委託業務名 消防救急デジタル無線保守業務

2 業務場所
(納入場所) 消防本部 指令課 外15箇所

3 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

委託の 大要	<ul style="list-style-type: none">1. 障害受付2. ヘルプデスク3. オンサイト(保守)対応4. 機器点検5. 拡張リモートメンテナンス基本パッケージ6. リモートメンテナンス機器故障自動発報7. 無線機ID管理
-----------	--

上尾市消防本部 指令課

委託業務内訳書

上尾市消防本部 指令課

別 紙 内 訳 表

No.1

名 称	内 容	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
機器点検						
(1) 指令機器						
無線回線制御装置(デジタル無線操作部含む)		1	台			
管理監視制御卓		1	台			
プリンタ		1	台			
(2) ネットワーク機器						
ネットワーク機器		3	台			
(3) 電源装置						
DC-ACインバータ		2	台			
無停電電源装置	3kVA、1.5kVA	2	台			
発動発電機	10kVA	1	式			
直流電源装置(整流器・蓄電池)	60A、200Ah	1	式			
耐雷トランジス	7.5kVA	1	台			
(4) 消防・緊急デジタル無線機器						
基地局無線装置(現用/予備)		7	装置			
空中線共用器		2	台			
高機能遠隔制御器		1	台			
車載型無線機(単信)	260MHz	35	台			
車載型無線機(複信)	260MHz	11	台			
携帯型無線機	260MHz	46	台			
可搬型無線機	260MHz	10	台			
携帯型受令機	260MHz	17	台			
車載型受令機 OKI製	260MHz	8	台			
車載型受令機 アイコム製	260MHz	1	台			
卓上型受令機 OKI製	260MHz	8	台			
卓上型受令機 CSR製	260MHz	14	台			
署所端末用受令機		6	台			
(5) 無線設定情報メンテナンス設備						
無線設定情報メンテナンス設備		1	式			
(6) 無線局舎(鉄塔を含む)						
電波塔局舎点検		1	式			
電波塔鳥類営巣防止・撤去作業		1	式			
小計						

特記仕様書

1 業務名

消防救急デジタル無線保守業務

2 業務場所

消防本部 指令課（上尾市大字上尾村 537 番地）外15箇所

別紙1「定期点検実施場所」のとおりとする。

3 作業概要

上尾市消防本部（以下「発注者」という）の消防救急デジタル無線保守業務（以下「保守業務」という）を行うものである。

保守業務実施対象設備は、別紙2「保守対象設備及び点検対象設備」に定める設備とし、その機能に関連するすべての付属設備を含む。（以下「対象設備」という）

また、本業務の内容については別紙3「消防用無線保守点検内容」のとおりとする。

4 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 支払方法

支払いは月払いとする。

なお、月ごとの支払額は、契約額を契約月数で等分した額とし、端数が出た場合は、最終支払月で調整するものとする。

受注者は、毎月に業務完了通知書の発行により発注者による業務履行の確認を受け、合格後に費用の支払請求書を発注者に提出することとし、発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

6 疑義の解明

仕様書、特記仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。

なお、変更があった場合は変更契約を結ぶものとする。

7 関係法令等の遵守義務

保守業務の実施に際し、関係する法令、条例、規則及び技術基準等について、これを遵守しなければならない。

8 技術者の配置

消防救急デジタル無線（以下「デジタル無線」という）及び沖電気工業製指令システムを操作できる非専任の管理者を配置できること。

作業者は、納入した製品の工事保守業務を安全かつ円滑に遂行できる第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者であること。

9 作業の実施

受注者は、保守業務の実施について、次の事項を遵守し、誠実に行わなければならない。

- (1) 作業にあたっては事前準備を行い、デジタル無線機能を中断させ、あるいはこれに起因する障害が発生しないように最善の注意を払うとともに、作業終了時には動作確認を必ず行うものとする。
- (2) 事故やシステム障害の発生もしくは発生のおそれがある場合には、臨機の措置をとり遅滞なく発注者の指定する職員に報告するものとする。
- (3) 発注者の管轄地域に無線不感地帯がある場合は、不感地帯解消に向けて発注者・受注者で協議の上、決定するものとする。

10 秘密の保持

受注者は、保守業務を実施するに際し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

11 使用器材

保守に要する部品、材料は現状と同等もしくはそれ以上の良質完全なるものを使用するものとする。なお、使用する部材の保管場所、保管数量、障害時体制並びに保守業務体制を事前に提出しなければならない。

12 設備等の使用

- (1) 受注者は、保守業務の履行のために使用する設備、工器具、消耗品等を受注者の責任と費用により調達しなければならない。
- (2) 発注者は受注者に対し、保守業務の履行のために必要な電気設備等を、保守業務の履行中、無償で提供する。

13 施設の使用

- (1) 保守業務の内容が発注者の施設外であるときは、受注者は保守業務履行のために発注者の指示に従い作業を行うものとする。
- (2) 保守業務の内容が発注者の施設内でなければ履行できないものであるときは、受注者は保守業務履行のために発注者の許可又は承諾を得て発注者の施設を使用することができる。
- (3) 前項の使用は、受注者に対し、保守業務と関連せずに発注者の施設を使用する権限を与えるものではない。
- (4) 受注者は、発注者の施設内に受注者の保守業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- (5) 受注者は、保守業務が終了したときは、発注者の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

14 発注者の施設等に対する保管義務

- (1) 受注者は第12項(2)により提供された電気設備等及び第13項(2)により使用を承諾された施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならず、受注者の責任に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

- (2) 受注者は、前項の電気設備等及び施設について、履行期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに現状に復して発注者に返還しなければならない。ただし、通常の損耗については現状に復することを要しない。

1 5 定期点検

受注者は、対象設備の定期点検調整、修理、部品交換及び清掃等の作業を実施するものとする。実施にあたっては、事前に別紙4「定期点検実施計画書」及び別紙5「定期点検作業員名簿」を提出し承認を受けなければならない。

(1) 定期点検

定期点検は、別紙4「定期点検実施計画書」のとおり年1回、点検及び測定等を実施する。点検実施月日については、11月頃とし定期点検実施計画書を提出後協議して決定する。

(2) 報告書の提出

受注者は点検の結果について、無線局ごとに作成した別紙6「定期点検実施結果報告書」を発注者へ提出し、その検査を受けるものとする。

(3) 定期点検作業中に発見した障害修理

定期点検作業中に障害が認められたときは、機器の調整または部品交換など発注者・受注者協議のうえ必要な措置をとるものとする。

(4) 動作値の調整

デジタル無線の正常機能を維持するため、各装置の標準性能を満足する調整を行うものとする。

(5) 動作値の測定

動作値は測定記録し、分析の結果将来に発生が予想される不具合や発注者が対応しなければならない部品交換等の処置が認められた場合は、事前に報告するものとする。

1 6 緊急保守

障害発生時の緊急保守受付は24時間体制とし、保守対応時間は別紙2により、発注者の要請に基づき速やかに保守技術員を派遣し、障害復旧及び修理を図るものとする。

(1) コールセンター（24時間365日）体制

24時間対応のコールセンター体制とし、緊急時の障害受付、ヘルプデスクについて発注者の要求に基づき速やかに保守対応を図るものとする。

(2) オンサイト（24時間365日）体制

コールセンターでの受付後、緊急度合い又は発注者の要求に基づき近郊保守拠点より故障・修理部材の運搬及び保守技術員を早急に派遣し障害復旧並び修理を図るものとする。

(3) 自動発報（24時間365日）体制

保守契約（拡張サポート）に於いては、専用の監視システム（保守端末等）を用いNTT公衆回線を経由しシステム監視を行い早期の障害・故障通知の受信から、発注者への連絡を行うと共に保守初動（リモートメンテナンス等）を速やかに図るものとする。

1 7 障害修理等の対応

障害修理等の対応は次によるものとする。

(1) 障害原因の追究

障害時の復旧作業及び、その原因を特定し同様な障害の再発を防止するよう努めるものとする。

(2) 報告書の提出

障害修理等の完了時、障害の原因及び措置等について口頭報告するとともに発注者の指定する職員に確認を受け、後日報告書を提出するものとする。また、障害修理等に時間を要するものについては、適宜に発注者の指定する職員に口頭及び書面で中間報告を行うものとする。

(3) 大規模災害により障害が発生した場合、受注者は速やかに障害の復旧を図るものとする。

(4) 障害修理等のため発注者の予備品を代替として使用した場合、障害の発生した機器はすみやかに修理を完了させ、次の障害対応に備えなければならない。

(5) 受注者は、発注者からの軽微な変更や故障修理について通知された場合、速やかに本業務内にて対応すること。なお重大な障害修理については、発注者・受注者協議のうえ障害の解決に努めること。

(6) 障害時修理費用

本業務において修理費用が発生する場合については、発注者へ修理内容を提示し、承諾を得た上で修理に着手するものとする。

1.8 無線機IDデータ設定変更

発注者の無線運用変更（増設）等により無線設備及び機器の設定変更の必要が生じ、移動局無線装置に対する設定変更ツールが整備されていない場合は、設定変更ツールの提供を行うものとする。また、実施時期については発注者・受注者協議の上決定するものとする。

1.9 その他

(1) 機密の保持等

ア 受注者は本契約に係わる業務遂行にあたって、直接又は間接的に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に漏らさないこと。本契約の終了後においても同様とする。

イ 受注者は本契約にかかる業務遂行にあたって入手した資料、データ、記憶媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、使用しない場合には施錠ができる書庫等に保管すること。

ウ 業務遂行の目的以外の目的で資料、データ等の複写若しくは複製を行わないこと。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) ネットワーク、情報システム等の使用

ア 受注者は、本契約にかかる業務遂行にあたって、発注者の管理するネットワークに受注者の情報機器を接続し、又は発注者の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ発注者の指示にしたがい行うこと。

イ 受注者は、(2)アのネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用しないこと。

ウ 受注者は、（2）アのネットワークに接続した情報機器について、発注者の定める利用基準にしたがって適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理すること。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りではない。

エ 受注者は、（2）アのネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じること。

オ 発注者は、受注者が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、受注者の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、発注者はその責任を負わない。

（3）違反時の報告等

受注者はこの特記仕様書に違反する行為が発生した場合、又は発生する恐れがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従うこと。

（4）情報セキュリティの確保

発注者は、本契約にかかる受注者の業務遂行にあたって、前項までに定めるものの他、必要に応じて、消防本部における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従うこと。

（5）無線局舎の点検（鉄塔を含む）

電波塔局舎の構造系及び設備系等の状況を確認し、結果を報告すること。

また、電波塔の上部に鳥類が営巣しないような処置を、年1～2回の作業を行うこと。

別紙1

定期点検実施場所

実施場所	住所	備 考
上尾市消防本部	上尾市大字上尾村 537 番地	
上尾市東消防署	上尾市大字上尾村 537 番地	
上尾市東消防署原市分署	上尾市大字瓦葺 1139 番地	
上尾市東消防署上平分署	上尾市大字上 1573 番地 1	
上尾市東消防署伊奈分署	伊奈町大字小室 4885 番地	
上尾市西消防署	上尾市中分一丁目 232 番地	
上尾市西消防署大谷分署	上尾市大字大谷本郷 908 番地 8	
上尾市西消防署平方分署	上尾市大字平方 1713 番地 1	
上尾市消防団 第一分団	上尾市上町一丁目 7 番 1 号	
上尾市消防団 第二分団	上尾市愛宕三丁目 23 番 34 号	
上尾市消防団 第三分団	上尾市柏座二丁目 13 番 12 号	
上尾市消防団 第四分団	上尾市大字原市 779 番地 1	
上尾市消防団 第五分団	上尾市大字菅谷 257 番地 1	
上尾市消防団 第六分団	上尾市小泉九丁目 28 番地 5	
上尾市消防団 第七分団	上尾市大字平方 1006 番地 1	
上尾市消防団 第八分団	上尾市向山一丁目 27 番地 17	

別紙2

保守対象設備及び点検対象設備

項	保 対 象 設 備	数 量	保 対 時 間	点 檢 回 数 (回／年)	備 考
1	指令機器				
	(1) 無線回線制御装置（デジタル無線操作部含む）	1 台	24H	1	消防本部
	(2) 管理監視制御卓	1 台	24H	1	消防本部
	(3) プリンタ	1 台	24H	1	消防本部
2	ネットワーク機器				
	(1) ネットワーク機器	3 台	24H	1	消防本部
3	電源装置				
	(1) DC - AC インバータ	2 台	平日	1	消防本部
	(2) 無停電電源装置(3KVA、1.5KVA)	2 台	平日	1	消防本部
	(3) 発動発電機 (10KVA)	1 式	平日	1	消防本部
	(4) 整流器 (60A)	1 式	平日	1	消防本部
	(5) 蓄電池 (200Ah)	1 式	平日	1	消防本部
	(6) 耐雷トランス(7.5KVA)	1 台	平日	1	消防本部
4	消防・緊急デジタル無線機器				
	(1) 基地局無線装置（現用/予備）	7 装置	24H	1	消防本部
	(2) 空中線共用器	2 台	24H	1	消防本部
	(3) 高機能遠隔制御器	1 台	24H	1	消防本部
	(4) 車載型無線機（単信） 260MHz	35 台	平日	1	
	(5) 車載型無線機（複信） 260MHz	11 台	平日	1	
	(6) 携帯型無線機 260MHz	46 台	平日	1	
	(7) 可搬型無線機 260MHz	10 台	平日	1	
	(8) 携帯型受令機 260MHz	17 台	平日	1	消防団
	(9) 車載型受令機 OKI製 260MHz	8 台	平日	1	消防団
	(10) 車載型受令機 アイコム製 260MHz	1 台	平日	1	
	(11) 卓上型受令機 OKI製 260MHz	8 台	平日	1	消防団
	(12) 卓上型受令機 CSR製 260MHz	14 台	平日	1	
	(13) 署所端末用受令機	6 台	24H	1	
5	無線設定情報メンテナンス設備				
	(1) 無線設定情報メンテナンス設備	1 式	平日	1	消防本部
6	無線局舎（鉄塔設備含む）				
	(1) 電波塔局舎点検	1 式	平日	1	消防本部
	(2) 電波塔鳥類営巣防止・撤去作業	1 式	平日	1	上限2回

別紙3 消防用無線保守点検内容

No.	サービスNo.	提供サービス内容	システム 無線系	提供(選択)内容 (基本パッケージ:オンサイト=24時間365日) 初期費+情報セキュリティサーバ+障害受付+ヘルプデスク+オンサイト+リモートログ	内訳	サービス期間	備考
1	基本パッケージ	○					
	1 障害受付	○		→緊急対応として発注者への応急処置指示等含む ・障害を疑った時の問い合わせ対応を含む受付業務 1) 発注者自身で診断解決方法等回答業務 2) 故障に対し受付No.の発行登録を行い対策回答業務 3) 修理を受け付けするときに発注者が用意するもの又、事前の確認事項など案内及び修理受付(送付先)など案内業務	24時間 365日		
	2 ヘルプデスク	○	電話サポートによる操作方法・仕様に関する問合 わせ対応	・操作方法が不明時及び専門装置などの操作方法・説明業務 1) 専門装置(デジタル無線設備:無線回線制御装置、管理監視制御装置、基地局無線機、移動系無線機等)の迅速・的確な操作説明業務 2) ネットワーク装置・電源設備の操作説明業務 3) 契約手続き・各種案内(定期点検・認定点検法令等)	24時間 365日		
	3 オンサイト対応	○	障害発生に対し保守技術員の手配及び現場復旧対応	・故障復旧が電話サポートでは困難な時、保守技術員の派遣現場復旧対応業務 1) 受注者の拠点・協力会社からの保守技術員派遣業務 2) 故障部材の選定・現地手配業務(拠点ハーベンセンから配達) 3) 必要に応じて後方支援への展開・対策案・最終報告の提出業務 4) 登録点検実施スケジュール作成	24時間 365日 又は 平日 9:00~ 18:00	別紙2参照	
2	4 基本点検サービス 無線系(1回目)	○	無線系定期点検 1回/年	・デジタル無線設備の点検作業(1回/年)業務 1) デジタル無線設備点検要領に合わせた点検作業・報告業務 2) 点検項目による劣化状況・故障が発見された場合の部材交換業務 3) 点検を含む保守契約遂行に必要な部材(特殊専用基板等)の長期確保・管理業務 4) 電波塔鳥類巣巣防止 年1~2回実施	平日 9:00~ 18:00		
	1 拡張リモートメンテナンス	○	初期費(PC)+故障自動発報+無線機ID 変更				
	1 拡張リモートメンテナンス 指令系基本パッケージ	○	リモートメンテナンスに必要な機器の設置及び設定	・指令台+デジタル無線設備(専用装置)故障自動発報を行う保守装置構築業務 1) 保守装置セットアップ業務(専用ソフト、専用PC&設備、リモート回線接続調整等を発注者の設備にカスタマイズ実施) 2) 保守装置据付業務(ネットワーク接続試験・運用調整含む) 3) NTT回線(打合)及びネットワークランニングコスト維持業務	24時間 365日		
	2 リモートメンテナンス 機器故障自動発報(指令)	○	指令システム異常・故障が発生した情報を自動 発報によるシステムサポートセンターへの通知、 確認及び発注者への対応	・指令台+デジタル無線設備(専用装置)故障自動発報による監視業務 1) 故障自動発報による監視対応業務(受信後発注者へ連絡・状況確認・故障判断・対策回答・ 必要応じたオンサイト対応) 2) 故障記録・管理業務 3) 故障に応じて後方支援への展開・対策案・最終報告の提出業務	24時間 365日		
3	リモートメンテナンス 無線機ID管理	○	移動無線装置について無線ID情報管理、無線装 置増設・改造ツール提供対応	・無線機設定情報(無線ID)メンテナンス支援業務とは、消防庁防災室からの通知等に対する 無線ID管理業務。 1) 無線IDデータ管理業務(セキュリティサーバによる機密管理) 2) 無線ID書き込みツール装置セットアップ・提供業務(データ変更PCの外部流出出来ない堅牢化)	平日 9:00~ 18:00		

受注者

印

下記のとおり、定期点検を計画しましたので報告します。

定期点検実施計画書

項	保守対象設備	数量	点検回数 (回／年)	点検月	備考
1	指令機器				
	(1) 無線回線制御装置（デジタル無線操作部含む）	1台	1		
	(2) 管理監視制御卓	1台	1		
	(3) プリンタ	1台	1		
2	ネットワーク機器				
	(1) ネットワーク機器	3台	1		
3	電源装置				
	(1) DC - ACインバータ	2台	1		
	(2) 無停電電源装置(3KVA、1.5KVA)	2台	1		
	(3) 発動発電機(10KVA)	1式	1		
	(4) 整流器(60A)	1式	1		
	(5) 蓄電池(200Ah)	1式	1		
	(6) 耐雷トランス(7.5KVA)	1台	1		
4	消防・緊急デジタル無線機器				
	(1) 基地局無線装置(現用/予備)	7装置	1		
	(2) 空中線共用器	2台	1		
	(3) 高機能遠隔制御器	1台	1		
	(4) 車載型無線機(単信) 260MHz	35台	1		
	(5) 車載型無線機(複信) 260MHz	11台	1		
	(6) 携帯型無線機 260MHz	46台	1		
	(7) 可搬型無線機 260MHz	10台	1		
	(8) 携帯型受令機 260MHz	17台	1		
	(9) 車載型受令機 OKI製 260MHz	8台	1		
	(10) 車載型受令機 アイコム製 260MHz	1台	1		
	(11) 卓上型受令機 OKI製 260MHz	8台	1		
	(12) 卓上型受令機 CSR製 260MHz	14台	1		
	(13) 署所端末用受令機	6台	1		
5	無線設定情報メンテナンス設備				
	(1) 無線設定情報メンテナンス設備	1式	1		
6	無線局舎(鉄塔設備含む)		1		
	(1) 電波塔局舎点検	1式	1		
	(2) 電波塔鳥類営巣防止・撤去作業	1式	1		上限2回

別紙5

定期点検作業員名簿

No.	氏 名	生年月日	資 格
1			
2			
3			

別紙6

上尾市長様

受注者

印

下記のとおり、定期点検を実施しましたので報告します。

定期点検実施日 年 月 日

定期点検実施結果報告書

項目	定期点検対象設備	数量	点検回数 (回／年)	結果	備考
1	指令機器				
	(1) 無線回線制御装置 (デジタル無線操作部含む)	1台	1		
	(2) 管理監視制御卓	1台	1		
	(3) プリンタ	1台	1		
2	ネットワーク機器				
	(1) ネットワーク機器	3台	1		
3	電源装置				
	(1) DC - AC インバータ	2台	1		
	(2) 無停電電源装置(3KVA、1.5KVA)	2台	1		
	(3) 発動発電機 (10KVA)	1式	1		
	(4) 整流器 (60A)	1式	1		
	(5) 蓄電池 (200Ah)	1式	1		
	(6) 耐雷トランジス(7.5KVA)	1台	1		
4	消防・緊急デジタル無線機器				
	(1) 基地局無線装置 (現用/予備)	7装置	1		
	(2) 空中線共用器	2台	1		
	(3) 高機能遠隔制御器	1台	1		
	(4) 車載型無線機 (単信) 260MHz	35台	1		
	(5) 車載型無線機 (複信) 260MHz	11台	1		
	(6) 携帯型無線機 260MHz	46台	1		
	(7) 可搬型無線機 260MHz	10台	1		
	(8) 携帯型受令機 260MHz	17台	1		
	(9) 車載型受令機 OKI製 260MHz	8台	1		
	(10) 車載型受令機 アイコム製 260MHz	1台	1		
	(11) 卓上型受令機 OKI製 260MHz	8台	1		
	(12) 卓上型受令機 CSR製 260MHz	14台	1		
5	無線設定情報メンテナンス設備				
	(1) 無線設定情報メンテナンス設備	1式	1		
6	無線局舎 (鉄塔設備含む)				
	(1) 電波塔局舎点検	1式	1		
	(2) 電波塔鳥類営巣防止・撤去作業	1式	1		上限2回